令和4年度補正 産地生産基盤パワーアップ事業 国産シェア拡大対策(園芸作物)の第4次公募要領

令和5年6月 農林水産省農産局

第1総則

令和4年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(園芸作物)に係る事業実施主体の第4次公募については、この要領に定めることとする。 事業の実施に当たっては、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(以下「交付等要綱」という。)の定めによるものとする。

第2 公募対象事業

国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち大型加工施設整備

第3 応募方法

第2に掲げる事業を実施しようとする事業実施主体は、交付等要綱別記1別紙4に定める事業実施計画を作成し、期限までに提出先に提出するものとする。

1 提出書類の作成及び提出

申請書類、事業計画書等提出書類の作成は、公示の様式ファイルを活用して行うものとし、提出に当たっては、別掲1のチェックシート及び別掲2の応募申請書と併せて提出するものとする。

2 提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおり。

3 提出先・問合せ先

別掲3のとおり。

なお、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の 10 時から 17 時まで(12 時から 13 時までの間を除く。)とする。ただし、電子メール及びFAXによる問合せは、不可とする。

4 提出方法

郵送等又は電子メールによるものとする。

(1) 郵送等により提出する場合

「産地生産基盤パワーアップ事業(国産シェア拡大対策(園芸作物))申請書類在中」と朱書きし、配達されたことが証明できる方法によるものとする。

(2) 電子メールにより提出する場合

別掲3の問合せ先に送付先アドレスを確認の上、本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとする。

また、1電子メールの最大バイト数は、添付するファイルは7Mb以下とする (なお、7Mbを超えるときは、複数のメールに分けて送信するものとし、その際の件名は、件名(応募団体名)にその〇(〇は連番)を追加する。)。

電子メール受信の確認のため、送付後に問合せ先までご連絡ください。

5 提出部数

郵送等(郵送及びバイク便を含む宅配便。以下同じ。)の場合は、原則各2部とする。

6 その他注意事項

- (1)提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効と する。
- (2) 申請書類の差し替えは、原則として認めない。
- (3) 申請書類等に不備がある場合は、審査対象としない。
- (4)提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審 査及び事業実施計画の協議以外には無断で使用しない。
- (5)審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合がある。
- (6) 申請補助金額については、千円単位で計上することとする。

第4 事業実施主体の選定方法等

第3の応募者より提出された応募申請書類について、審査の観点に基づき、農 林水産省農産局(以下「農産局」という。)に設置する選定審査委員会の審査を 経て、応募者の中から事業実施主体計画を選定する。

1 選定審査委員会の審査の方法及び手順

(1)一次審査

農産局及び地方農政局等の品目等の事業担当部署(以下「事業担当部署」という。)は、申請書類が要件を満たしているかを確認するとともに、申請のあった取組(要件を満たしたものに限る。)を実施する場合の課題及び意見を整理して3による採点を行う。

ただし、以下の場合にあっては、不採択とする。

- ア 過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 17 条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある 応募団体(共同機関を含む。)
- イ 3の(4)の審査基準のうち有効性、効率性及び実現性に掲げる内容について、1つでも3点に満たなかった場合

(2) 二次審査

委員会の外部委員は、一次審査を通過した取組について、一次審査で使用 した書類並びに事業担当部署による説明及び質疑応答を元に審査・採点を行 うものとする。

なお、応募者自らが委員会の場において説明したい意向がある場合は、事 業担当部署に代わり応募者が説明することができる。

その場合に発生する旅費等の支給は行わないものとする。

2 選定審査委員会

選定審査委員会は、外部有識者を含む選定審査委員(以下「委員」という。) により審査を行い、それらの評価結果を基に事業実施主体計画の候補を選定す る。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、候補の選定に関する審査の経過、選定結果等に関する一切の質問を受け付けない。

3 審査等の観点

選定審査委員会における審査の観点は、以下のとおりとする。

- (1) 政策目標への寄与度が高いか。
- (2) 事業実施計画の取組規模が政策目標の現状や想定する実需者ニーズの充足等の観点からみて影響力があるか。
- (3) 重点品目に対応しているか。
- (4) 事業実施計画が有効性、効率性、実現性を有しているか。

4 審査結果の通知

選定審査委員会による審査の結果については、審査終了後、速やかに農産局長 又は地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては 内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)から応募者に対して通知する。

なお、審査結果の通知は、補助金交付候補者の合否についてお知らせするものであり、補助金の交付は、別途定める必要な手続を経て正式に決定される。 また、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることとする。

- 5 補助金交付候補者に選定された応募者は、選定審査委員会による指摘等により指摘等を反映した申請書類を提出する場合を除き、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができることとする。
- 6 審査内容の非公開等

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

また、委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられている。

なお、補助金交付候補者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関する 問合せには応じないものとする。

第5 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付等要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を別掲3の提出先に提出し、審査後、問題がなければ農産局長又は地方農政局長等から交付決定通知が発出される。

第6 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、国からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、当該国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

第7 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保 管、機器設備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。)に当たっては、次 に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること

2 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産(以下「取得財産」 という。)の所有権は、事業実施主体に帰属する。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限がある。

- (1)取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないこと。
- (2)取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に交付決定者の協議を受けなければならないこと。

なお、交付決定者が協議をした当該取得財産を処分したことによって得た 収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又 は一部を国に納付することがあること。

4 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければならない。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めるものとする。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表しても らうことがある。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出するものとする。

本事業の実績及び成果について、農林水産省ホームーページへの掲載等による公表、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできない。

5 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

6 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合がある。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがある。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(園芸作物) 申請書類チェックシート

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

Δ	∑分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック 欄		
	事業実施主体の活動や財務状況に係る資料					
共 通	1	規約	定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程(案)及び 収支予算(又は収支決算)			
			受益農業従事者の常時従事者が5名以上であるか			
	2	応募者の活動内容等が分 かる資料等	総会資料等、応募者の活動内容が分かる資料			
	事業実施主体の活動や財務状況に係る資料					
	4	応募申請書 (公募要領別掲2)	_			
	5	国産シェア拡大対策(園芸 作物)事業実施計画書 (別紙様式第1号別添)	作成注意			
(必 須)			事業対象品目は、実需者ニーズがある野菜の品目・品種等を対象としているか			
			成果目標は品目・品種等ごとに区別し、適正に設定されているか			
			契約取引先が明確になっているか			
			委託がある場合、委託費は補助金の額の50%未満となっているか			
	6	目標数値の根拠となる資 料	設定した成果目標に応じて、現状及び目標年の数値の説明の根拠となる資料を添付(基準年(原則として事業実施前年度)と、目標年の数字の根拠が確認できる資料等。)			
	7	経費積算の基礎等の根拠 資料	見積書の写し、パンフレット、規模決定に係る計算書等			
	8	委託契約書(案)、見積書、 旅費規程等(取組内容に 応じて必要な物を添付)	・本事業の一部を外部へ委託する場合は委託契約書(案)・旅費規定・金額の根拠となる見積書、料金表			

令和4年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(園芸作物)の 事業実施計画の応募申請について

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては、北海道農政事務所長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地 団 体 名 代表者名

このことについて、第4次公募要領第3に基づき関係書類を添えて応募申請します。 なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおりです。

> 担当者氏名: 電 話: FAX: メールアドレス:

令和4年度産地生産基盤パワーアップ事業(国産シェア拡大(園芸作物))の公募に係る 申請書類提出先及び問合せ先

都道府県	提出先・問合せ先	住所 電話番号
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 (野菜担当)	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22
		直通 011-330-8807
青森県·岩手県·宮城県·秋田県·山形県·福島県	東北農政局生産部園芸特産課(野菜担当)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
III)/K		直通 022-221-6193
茨城県·栃木県·群馬県·埼玉県·千葉県·東京都·神奈川県·山梨	関東農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
県・長野県・静岡県		直通 048-740-0129
新潟県·富山県·石川県·福井県	北陸農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
		直通 076-232-4314
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
		直通 052-223-4624
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和	近畿農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産 総合庁舎)
歌山県		直通 075-414-9023
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・	中国四国農政局生産部園芸特産課(野菜担当)	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
高知県		直通 086-224-9413
福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・毎日東原	九州農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号(熊本地方合同庁舎)
崎県·鹿児島県 		直通 096-300-6254
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 (野菜担当)	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)
		直通 098-866-1653

[※] メールによる提出を希望される方は、メールアドレスを提出先にお問合せください。